

京都市消防広報規程

昭和 6 3 年 4 月 1 日

京都市消防局訓令乙第 1 号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防広報規程を次のように定める。

京都市消防広報規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、消防広報（市民に対して消防の実態を正しく伝え、消防に対する理解と協力を得るための広報活動並びに消防に対する市民の意識を的確に把握し、これを消防施策に反映させるための広聴活動をいう。）を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報発表 消防機関が報道機関に対して行う情報提供及び取材協力をいう。
- (2) 災害現場広報 消防機関が災害現場において、報道機関等に対して行う広報活動をいう。
- (3) 消防情報 消防行政に直接的、間接的にかかわるあらゆる情報をいう。
- (4) 局内広報 消防職員（以下「職員」という。）に消防行政推進上必要な情報を周知し、業務効率を向上させるための広報活動をいう。

(職員の責務)

第 3 条 職員は、すべて消防広報の推進者であることを自覚し、あらゆる業務を通じて、市民と良好な信頼関係を保持するとともに、常に必要な知識と技術の習得に努めなければならない。

第 2 章 広報業務

(広報事項)

第 4 条 消防広報を実施する主要な事項（以下「広報事項」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防行政上の施策及び方針に関すること。
- (2) 消防関係法規の周知に関すること。
- (3) 消防組織及び制度等に関すること。
- (4) 消火防災の啓発に関すること。

- (5) 火災、救急、救助の発生状況に関すること。
- (6) その他消防行政に関すること。

(広報業務)

第5条 消防局長（以下「局長」という。）及び消防署長（以下「署長」という。）は、前条の広報事項に関して、消防広報を推進するため、次の各号に掲げる広報業務を実施するものとする。

- (1) 消防広報の指針の企画に関すること。
- (2) 広報発表に関すること。
- (3) 災害現場広報に関すること。
- (4) 広報媒体に関すること。
- (5) 広報資器材に関すること。
- (6) 消防情報の処理に関すること。
- (7) 関係行政機関等との広報連絡に関すること。
- (8) 消防に関する意識の調査に関すること。
- (9) 局内広報に関すること。
- (10) 消防広報に関する写真その他の資料の収集及び保存に関すること。
- (11) 消防広報についての調査、研究に関すること。
- (12) その他消防広報に関すること。

2 署長は、前項の広報業務を管内事情に応じて行わなければならない。

(広報業務の報告)

第6条 署長は、実施しようとする広報業務の内容が、市民に与える影響が大きいと認められるもの、又は特殊異例なものについては、あらかじめ局長に報告しなければならない。ただし、事前に報告するいとまのないときは、事後速やかに報告するものとする。

(広報業務の連絡)

第7条 消防局（以下「局」という。）の課長は、主管する事務について、広報の必要があると認める場合は、広報事務を主管する課長（以下「広報主管課長」という。）に連絡しなければならない。

2 前項の連絡を受けた広報主管課長は、必要に応じ関係する局の課長と協議のうえ処理するものとする。

3 局の課長は、第1項の広報業務の連絡を円滑に行うため、広報連絡員を指名しておくものとする。

第3章 消防広報の指針

(消防広報の指針)

第8条 局長は、毎年度末までに翌年度の統一スローガン及び市民の実践事項等の消防広報の指針を定めるものとする。

2 署長は、前項の指針に基づき、管内事情を勘案して、手段、対象等を明確にした計画

を樹立して広報業務を推進しなければならない。

第4章 広報活動

(広報発表)

第9条 局長及び署長は、次に掲げる事項について広報発表するものとする。

- (1) 防火の運動等火災予防対策に関すること。
- (2) 防火指導、防火教育等に関すること。
- (3) 警防訓練に関すること。
- (4) 消防団に関すること。
- (5) 消防関係行事に関すること。
- (6) その他必要と認める事項

2 前項の広報発表は、多くの市民に影響を与えることを認識し、時期を失することなく社会情勢を考慮した内容に努めるとともに、プライバシーの保護、捜査機関が行う犯罪捜査等の円滑な遂行に特に配慮し、特定の報道機関に片寄ることなく普遍的に行うという広報発表の原則に基づき行うものとする。

(災害現場広報)

第10条 京都市消防局警防規程に定める災害現場の最高指揮者は、災害の種類、規模及び地域の特性等に応じて災害現場広報を実施するものとする。

2 前項の災害現場広報は、報道機関に対して、前条第2項に規定する広報発表の原則により、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、被害状況等災害の概要
- (2) 災害に対する活動状況
- (3) 人命救助活動の概要
- (4) 活動人員及び出動車両等の数
- (5) その他必要と認める事項

3 第1項の災害現場広報は、付近住民等に対して、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 火災警戒区域及び消防警戒区域への立入禁止、制限
- (2) 二次災害の防止
- (3) 消防活動への協力
- (4) 飛火による出火防止
- (5) 災害に対する活動状況
- (6) 通行、活動障害の排除
- (7) その他必要と認める事項

4 第1項の災害現場広報は、災害現場に出場した他の関係機関との連携に配慮して行うものとする。

(巡回広報)

第11条 署長は、火災警報又は火災注意報の発令時のほか、広範囲な水道の断（減）水時、119番回線の不通時等で必要と認める場合は、広報車及び消防自動車の拡声器等を活用した巡回広報を実施しなければならない。

（広報媒体）

第12条 局長及び署長は、広報媒体を有効に活用した広報活動を実施するとともに、印刷媒体を作成する場合には努めて多くの意見を聴取するなど、市民への訴求効果の向上について配慮するものとする。

2 前項の印刷媒体を作成する場合は、発行所属名及び印刷番号を明記するものとする。

3 署長は、印刷媒体を作成したときは、作成数、要した経費、内容等必要事項を局長に報告するとともに、記録しておかなければならない。

（広報資器材）

第13条 局長は、広報活動の推進に必要な広報資器材の適正な配置に努めるものとする。

2 局長及び署長は、広報資器材を効果的に活用するとともに、点検及び整備を行うなど適正に管理するものとする。

第5章 広聴活動

（消防情報）

第14条 職員は、査察、訪問防火指導、警防調査等あらゆる機会を通じて消防情報の収集に努めなければならない。

2 前項の消防情報の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 苦情 消防業務に対しての不平及び不満の情報をいう。
- (2) 要望 消防業務の執行、指導等の依頼に関する情報をいう。
- (3) 意見 消防業務に対する提言をいう。
- (4) 相談 消防業務に係る助言を求める情報をいう。
- (5) 問い合わせ 消防行政に関連する照会をいう。
- (6) 感謝 消防業務に関して謝意を表してきたものをいう。
- (7) その他 上記以外の情報をいう。

3 職員は、消防情報を入手したときは、速やかに上司に報告するとともに、その内容を記録しておかなければならない。

4 所属長は、消防情報の内容が処理を要すると認めるときは、速やかに調査を実施し、消防情報の真意を的確に捉えた処理をしなければならない。

5 前項の処理に当たっては、必要に応じ消防情報の内容に係る事務を主管する局の課長と協議して処理するものとする。

6 前各項の規定は、本市又は本市以外の行政機関から消防に係る情報を入手した場合に準用する。この場合において、特に必要があると認めるときは当該機関との協議を行う。

（意識の調査）

第15条 局長及び署長は、広聴活動を実施するため、必要に応じ市民の意識を調査する

ものとする。

2 前項の調査の実施に当たっては、目的を明確にするとともに、調査対象者、質問事項及び調査方法の選定に配慮するものとする。

3 局の課長及び署長は、第1項の意識の調査を実施したときは、その結果を局長に報告しなければならない。

第6章 雑則

(局内広報)

第16条 所属長は、局内広報が必要であると認めるものについて、全ての所属又は関係する所属に対し、情報発信を行わなければならない。

(資料の収集)

第17条 局長及び署長は、記録写真、文献・その他消防広報の推進に必要な資料の収集に努めるとともに、適正に保存するものとする。

2 局長及び署長は、前項の部外の資料を活用する場合には、あらかじめ必要に応じその内容を調査して行うものとする。

(委任)

第18条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月13日京都市消防局訓令乙第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第14号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日京都市消防局訓令乙第12号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日京都市消防局訓令乙第11号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日京都市消防局訓令乙第8号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和４年６月２０日京都市消防局訓令乙第１号）
この訓令は、令和４年７月１日から施行する。